

新型コロナウイルス関連情報（7月13日）

【日本年金機構からのお知らせ：郵便受付停止地域在住者の現況届提出一時猶予について】

日本年金機構では、米国を含む郵便の受付が停止されている国・地域に居住する年金受給者（現況届の提出期限が令和2年2月末日以降である者）について、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された後3ヶ月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取り扱いをしております。詳しくは同機構HPにてご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

※本取り扱いの詳細及び年金の現況届に関するお問い合わせは日本年金機構にお願いします。

日本年金機構問い合わせ窓口（ねんきんダイヤル）：03-6700-1165

【州政府等による措置等のポイント】

（注）各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

◎（NY州）クオモ州知事のメッセージ（7月13日）

- 昨7月12日時点の陽性率は1.08%、新規感染者数は557人、入院者総数は792人、死者数は10人と、低水準で推移している。ただし、それにより人々の気が緩んでマスクを着用しないなどの問題が見受けられるので、地方政府は取り締まりしなくてはならない。

- また、他州での感染が拡大しており警戒を続ける必要がある。そこで、現在発出している移動勧告を明14日から厳格化する。具体的には、勧告の対象州（※）からNY州へ飛行機で移動する者は、機内で配布される所定の様式に連絡先等を記入し、到着時に空港において州職員に提示する必要がある。もしも従わなかった場合には2000ドルの罰金を科した上で、事情聴取の後に強制的な隔離を施す場合もある。NY州へ電車、バス、車などで移動する者は州保健局の様式（※※）に情報を記入して提出する必要がある。

- 学校の再開について、州の基準を設ける。具体的には、再開の第4段階に移行した地域において、直近14日間平均で地域の陽性率が5%以下であれば学校を再開し、直近7日間平均で地域の陽性率が9%以上となれば学校を閉鎖する。この基準に基づき、8月の第1週（1日から7日の間）に学校の再開について発表する。また、全学校が再開のために遵守すべき項目を記載したガイドラインを策定した。同ガイドラインはマスクの着用などについて規定されており、各学校は7月31日までに再開計画を州に提出する必要がある。

（※）本7月13日時点の勧告の対象州は以下の19州です。

アラバマ、アーカンソー、アリゾナ、カリフォルニア、デラウェア、フロリダ、ジョージア、

アイオワ、アイダホ、カンザス、ルイジアナ、ミシシッピ、ノースカロライナ、ネバダ、オクラホマ、サウスカロライナ、テネシー、テキサス、ユタ各州

なお、移動勧告の詳細は州政府のサイトでご確認になれます。

州政府のサイト：<https://coronavirus.health.ny.gov/covid-19-travel-advisory>

(※※) 州保健局の様式は以下のサイトでご確認になれます。

<https://forms.ny.gov/s3/Welcome-to-New-York-State-Traveler-Health-Form>

◎ (NY市) デブラシオ市長のメッセージ (7月13日)

- 過去24時間に新型コロナウイルスのために亡くなった方がゼロとなり大きな改善をみている。一方で、20代・30代の感染者数が増えているので、その年代の市民を対象に広報活動などを実施する。

- また、職場などの屋内であっても可能な限りマスクを着用することを要請したガイダンスを発出する (自宅は対象外)。マスク等の着用は感染予防のために重要である。

◎ (NJ州) マーフィー知事のメッセージ (7月13日)

- 通勤客も増えてきたので、7月15日 (水) 20時より、NJ Transitなどの公共交通機関において、乗車率の制限を50%までに緩和する。利用する際は、必ずマスク等を身につけてほしい。

- 実行再生産数は0.91で1日のウイルス検査の陽性率は1.51%である。感染者の層について、他州でも見られることだが、特に若い層での陽性率が増えており、18-29歳の陽性率は4月は12%であったのが6月は22%であり、急激に増加している。若い層での入院者も多いので、引き続き、油断せず、感染防止のための取組をお願いする。

◎ (PA州) 新型コロナウイルスの感染が拡大する地域からの州内への移動に関する勧告：対象州の拡大

- 感染が拡大する他の州から州内へ移動する者に対して14日間の隔離を科す勧告 (Travel Advisory) について、対象州が15州から19州に拡大されました (※)。対象州からペンシルベニア州に移動される場合はご留意ください。

(※) 対象州：Alabama, Arkansas, Arizona, California, Delaware, Florida, Georgia, Idaho, Iowa, Kansas, Louisiana, Mississippi, North Carolina, Nevada, Oklahoma, South Carolina, Tennessee, Texas, or Utah

詳細は以下のサイトでご確認になれます。

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Travelers.aspx>

◎ (WV州) ジャスティス知事のメッセージ (7月13日)

- 現在全米では、1日あたりの感染者が6万人を超える事態となっており、WV州でも感染

が拡大している。特に、20歳から29歳までのカテゴリーの陽性者が他の年齢グループの2倍にまで増加している。州内の医療施設の病床数にはまだ余裕があるとのことであるが、樂觀することはできないと感じている。

ー感染拡大が報告されている Monongalia 郡は、今夜日付が変わった時点から同郡内の全てのバーの営業を10日間閉鎖する行政命令を発出する。バーは最も感染リスクの高い場所であり、感染リスクはレストランよりも高いと報告されている。

ーまた、100人以下の集会は25人以下までに再度規制する。さらに、屋外コンサート、フェア、フェスティバルについても当面開催を許可しない行政命令を発出する。

ーマスク等の着用を義務付けられてから撮影された教会の写真が共有されたが、誰ひとりとしてマスクを着用していなかったことに驚いている。この危険なウイルスと戦う最も有効な手段はマスクを着用することである。引き続きマスク等の着用を励行してほしい。

【感染者数等に関する情報】

7月13日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。各州の地域別感染者数等については各リンク先をご参照ください。

◎ニューヨーク州：感染者数 402,263名 死者数 24,989名

○ニューヨーク市：感染者数 219,301名 死者数 15,709名

<https://covid19tracker.health.ny.gov/views/NYS-COVID19-Tracker/NYSDOHCVID-19Tracker-Map?%3Aembed=yes&%3Atoolbar=no&%3Atabs=n>

◎ニュージャージー州：感染者数 175,522名 死者数 13,613名

https://www.nj.gov/health/cd/topics/covid2019_dashboard.shtml

◎ペンシルベニア州：感染者数 95,742名 死者数 6,911名

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Cases.aspx>

◎デラウェア州：感染者数 12,879名 死者数 517名

<https://coronavirus.delaware.gov/>

◎ウエストバージニア州：感染者数 4,259名 死者数 96名

<https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Pages/default.aspx>

◎コネチカット州フェアフィールド郡：感染者数 16,954名 死者数 1,385名

<https://portal.ct.gov/Coronavirus/COVID-19-Data-Tracker>

◎プエルトリコ：感染者数 10,010名 死者数 167名

<http://www.salud.gov.pr/pages/coronavirus.aspx>

◎バージン諸島：感染者数 206名 死者数 6名

https://www.covid19usvi.com/?utm_source=doh&utm_medium=web&utm_campaign=covid19usvi

【ビジネス関連情報】

◎各州等のビジネス関連情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

【領事窓口業務の一時的変更及び予約制の導入のお知らせ】

◎当館は以下のとおり領事窓口時間を変更するとともに、予約制を導入しています。ご来館予定の方におかれては、事前の予約をお願い申し上げます。また、当館にご来館される際にはマスクの着用をお願いします。

1 領事窓口の業務日

月曜日、火曜日、水曜日、金曜日（除、休館日）

2 受付時間

09：30～13：00

（ビザ（査証）申請受付：12：00～13：00）

3 予約方法・電話番号

以下の予約専用電話番号にお電話の上、予約をお願いします。なお、電子メール等による予約は受け付けておりません。

予約専用電話番号：（212）371-8222 内線486

（注：代表電話につながり次第内線486を押してください。）

予約受付時間：月曜日～金曜日の09：30～16：00（除、休館日）

注：4週間分の予約を受け付けております。

現在、予約受付については午前中にお電話が集中し、午後は比較的少ない傾向にあります。また、予約電話で対応中は、お電話をいただいても呼び出し音が鳴り続ける状態となるため、このような場合には時間を改めておかけ直しいただきますようお願いいたします。

詳細は以下リンク先をご参照ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/1/01.html>

◎当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ご不明な点ありましたら当館までご連絡をいただきますようお願いいたします。（電話：212-371-8222）

【医療関係情報】

◎CDCはホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱、咳、息切れ」を挙げています。これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY市の場合は311）に電話してください）。

CDC ホームページ : <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

・新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

・ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）。

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。
緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。
以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館
[299 Park Avenue](https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/), 18th Floor, New York, NY 10171
TEL: (212)-371-8222
HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>
facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
